

(写)

2026年6月8日

学校法人新潟青陵学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人新潟青陵学園

常勤監事 品 田 英 光 ⑩

監 事 藤 田 普 ⑩

監 査 報 告 書

私たちは、私立学校法第56条第1項の規定及び学校法人新潟青陵学園寄附行為第29条の規定に基づき、学校法人新潟青陵学園の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況、理事の職務の執行、事業報告及びその附属明細書、並びに計算書類等（計算書類及び財産目録）について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画に基づき、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席し、学校当局者に業務執行の報告を求めるとともに、法人の業務に関する書類、事業報告、財産目録並びに計算書類等を閲覧し、必要な調査及び関係者への質問を行いました。

また、本学園におけるガバナンス体制、内部統制及びコンプライアンスに係る体制、並びにリスク管理の状況について報告を受け、その整備及び運用の状況を検討しました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人から会計監査の計画、実施状況、監査結果、並びに職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制についての説明を受け、その監査の方法、結果及び当該体制の相当性について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務執行、ガバナンス等に関する状況

理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実、並びに理事会・評議員会の運営、内部統制、コンプライアンス、リスク管理の状況について、重大な不備は認められませんでした。

(2) 事業報告書

事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人による会計監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

また、財産目録及び計算書類は、学校法人の収支の状況並びに財産の状態を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(4) 重要な後発事象

学校法人の財産又は収支の状況に重大な影響を及ぼす重要な後発事象は認められません。

以 上